

令和6年度焼津内港地区周辺活性化方策検討基礎調査業務委託

プロポーザル実施要領

令和6年6月

焼津市都市整備課

【目次】

1	趣旨	1
2	業務概要	1
3	業務目的	1
4	担当課	1
5	参加資格	1
6	スケジュール	2
7	参加表明の質問及び回答	2
8	参加表明書等の提出	3
9	参加資格の審査及び通知	3
10	企画提案の質問及び回答	4
11	参加表明後の辞退	4
12	企画提案書等の提出	4
13	プレゼンテーションの参加	7
14	プレゼンテーションの実施	7
15	優先交渉権者の選定	8
16	契約	9
17	その他	10

様式1 誓約書

様式2 参加表明書

様式3 会社概要

様式4 質問書

様式5 辞退届

様式6 企画提案書かがみ

様式7 配置技術者調書（保有資格）

様式8 配置技術者調書

1 趣旨

本実施要領は、令和6年度焼津内港地区周辺活性化方策検討基礎調査業務委託を実施するにあたり、業務実績や取組体制、企画提案等を求め、本市の現状や特性等を十分に理解し、本事業の実現に向け、最適な者を選定するための手続きに関し必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 委託業務名

令和6年度焼津内港地区周辺活性化方策検討基礎調査業務委託

(2) 業務内容

令和6年度焼津内港地区周辺活性化方策検討基礎調査業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年2月10日まで

(4) 上限額

7,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

本業務に関する金額は、単に業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

また、提案内容に関わらず、上限額を超える提案は受け付けない。

3 業務目的

本事業は、焼津ならではの港町らしい景観特性に加え、焼津駅からのアクセス性が良い内港エリアにおいて、漁港背後地の防護とにぎわい等に配慮した県による防潮堤の整備を契機に、野積場用地や防潮堤、背後地を活用した魅力的なエリア形成を図るとともに、多様な人々の交流等により創出されるにぎわいを周辺エリアに広げ、まち全体の活性化を図るため、民間事業者等による事業提案の募集に向け、官民連携による可能性を含めた具体的な方策・取組検討の基礎調査を行う。

4 担当課

焼津市都市政策部都市整備課 開発担当

〒425-8502 焼津市本町2丁目16番32号

TEL：054-625-7050 FAX：054-626-2184

E-mail：toshiseibi@city.yaizu.lg.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

なお、共同企業体による参加も可能とし、全ての構成員が次の要件を満たし、参加表明書において代表企業を定めることを条件とする。

(1) 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成23年焼津市告示第310号）に基づき、建設工事関連業務委託の申請区分における「建設コンサルタント（都市

計画及び地方計画)」に係る有資格者名簿に登録されていること。

- (2) 平成26年4月1日から本公告日までの間に、国又は地方公共団体において、受注した同種又は類似の業務の実績を有すること。

なお、同種又は類似の業務実績とは、サウンディング型市場調査や官民連携可能性調査に関する支援業務を元請として完了したものである。

ただし、共同企業体の構成員としての実績は、代表企業であるものに限る。

- (3) 焼津市随意契約見積心得 15 に定める見積りする資格のない者に該当しないこと。

また、共同企業体による参加を行う場合、同見積心得 16 及び 17 に該当しないこと。

- (4) 次のいずれかの資格を有する技術者（この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものをいう。）を本業務に配置すること。

ア 技術士 建設部門「都市及び地方計画」

イ 技術士 総合技術監理部門「建設 - 都市及び地方計画」

6 スケジュール

項目	日時
参加表明の質問	令和6年6月10日（月）午後5時まで
質問の回答（本市ホームページに掲載）	令和6年6月13日（木）まで
参加表明書等の提出	令和6年6月18日（火）午後5時まで
参加資格の審査及び通知	令和6年6月21日（金）まで
企画提案書等の質問	令和6年6月25日（火）午後5時まで
質問の回答（本市ホームページに掲載）	令和6年6月28日（金）まで
参加表明後の辞退	令和6年7月2日（火）午後5時まで
企画提案書等の提出	令和6年7月8日（月）午後5時まで
プレゼンテーション実施時間等の通知	令和6年7月11日（木）まで
プレゼンテーションの実施	令和6年7月16日（火）
選定結果の通知	令和6年7月18日（木）発送

7 参加表明の質問及び回答

- (1) 提出期限

令和6年6月10日（月）午後5時まで

- (2) 提出先

上記4に同じ

- (3) 提出方法

ア 電子メールにより、質問書(様式4)を提出し、メール送信後、電話によるメール着信の確認をすること。電話等による質問は受け付けない。

イ メールのタイトルは「【参加表明】令和6年度焼津内港地区周辺活性化方策検討基礎調査業務に係る質疑について」とすること。

(4) 回答

ア 厳正かつ公平を期すため、質問及び回答内容は、令和6年6月13日（木）までに本市ホームページへ掲載する。

イ 回答内容は、本要領の追加又は訂正とみなす。

(5) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

8 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和6年6月18日（火）午後5時まで

(2) 提出先

上記4に同じ

(3) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

なお、共同企業体の場合は、次の提出書類のうち、「ウ」から「ク」までの書類について、構成員全ての分を提出すること。

(4) 提出書類

ア 誓約書（様式1）

イ 参加表明書（様式2）

ウ 会社概要（様式3）及び会社パンフレット等

エ 上記5(2)の業務実績を証する書類

オ 法人・商業登記現在事項全部証明書（写し可。発行日より3か月以内のもの。）

カ 印鑑証明書（写し可。代表者印の印鑑証明書発行日より3か月以内のもの。）

キ 共同企業体の設置に関する協定書（共同企業体のみ。）

ク 配置技術者調書（保有資格）（様式7）

9 参加資格の審査及び通知

(1) 参加表明書等の内容を審査し、参加資格の有無について、電子メールにより、令和6年6月21日（金）までに「参加資格決定通知書」を通知する。

また、企画提案書等の作成に必要な資料については、別途、提供する。

(2) 参加資格が無いと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して3日（祝日等を除く）以内に、書面により説明を求めることができる。

市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面に

より回答する。なお、期限後の質問は受け付けない。

10 企画提案の質問及び回答

(1) 提出期限

令和6年6月25日（火）午後5時まで

(2) 提出先

上記4に同じ

(3) 提出方法

ア 電子メールにより、質問書(様式4)を提出し、メール送信後、電話によるメール着信の確認をすること。電話等による質問は受け付けない。

イ メールタイトルは「【企画提案】令和6年度焼津内港地区周辺活性化方策検討基礎調査業務に係る質疑について」とすること。

(4) 回答

ア 厳正かつ公平を期すため、質問及び回答内容は、令和6年6月28日（金）までに本市ホームページへ掲載する。

イ 回答内容は、本要領の追加又は訂正とみなす。

11 参加表明後の辞退

(1) 提出期限

令和6年7月2日（火）午後5時まで

(2) 提出先

上記4に同じ

(3) 提出方法

持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。)
又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

(4) 提出書類

辞退届(様式5)

(5) その他

参加辞退は自由であり、辞退した場合でも以後における不利益な扱いはない。

12 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

上記9(1)による「参加資格決定通知書」の受理後から令和6年7月8日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。)
又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

なお、共同企業体の場合は、次の提出書類のうち、「2」(1)イ及び「3」(1)の書類について、構成員全ての分を提出すること。

(3) 提出書類

	書類	説明	部数
1	企画提案書かがみ	様式6を使用すること。	1
2	企画提案書	<p>図表等を除き、文字サイズは12ポイント以上とすること。</p> <p>(1) 業務実績</p> <p>ア A4判片面・4枚以内・任意様式 (A3判の場合は片面2枚)</p> <p>イ 平成26年4月1日から本公告日までの間に、国又は地方公共団体において、元請として受注し完了した次のいずれかの業務実績に係る業務名称、発注機関、受注金額、履行年度及び業務概要を記載すること。(各最大5件) また、業務実績を証する書類を提出すること。</p> <p>(ア) 漁港や港湾における地域活性化の検討調査・計画策定に関する業務</p> <p>(イ) 漁港や港湾における公共空間の利活用可能性調査・計画策定に関する業務</p> <p>(ウ) 民間事業者へのヒアリング調査を実施し、民間事業として事業実現に至った又は繋がっている事例</p> <p>(2) 実施方針</p> <p>ア A4判片面・2枚以内・任意様式 (A3判の場合は片面1枚)</p> <p>イ 本業務の目的や内容を具現化するための考え方を記載すること。</p> <p>(3) 実施体制</p> <p>ア A4判片面・2枚以内・任意様式 (A3判の場合は片面1枚)</p> <p>イ 本業務を円滑に遂行するための実施体制を記載すること。</p> <p>(4) 現状把握・評価</p> <p>ア A4判片面・2枚以内・任意様式 (A3判の場合は片面1枚)</p> <p>イ 検討区域における現状・課題等を記載すること。</p> <p>ウ 検討区域における開発・活性化の可能性に対する提案を記載すること。</p> <p>(5) 市場調査</p> <p>ア A4判片面・2枚以内・任意様式 (A3判の場合は片面1枚)</p> <p>イ 民間事業者等の意向を把握し、本業務の目的等を具現化するため、ヒアリング調査の手法・内容やヒアリング</p>	12 ^{*1}

		<p>先の業種・業者数を記載すること。</p> <p>ウ 民間事業者等による事業提案の可能性を高めるための方策やアイデアを記載すること。</p> <p>(6) 利活用方針</p> <p>ア A4判片面・2枚以内・任意様式 (A3判の場合は片面1枚)</p> <p>イ 市民等の意見を反映させるため、ワークショップの対象者や内容等を記載すること。</p> <p>ウ 検討及び周辺区域に求められる都市機能や施設規模、動線計画等について、想定される方策や利活用方針、将来像を記載すること。</p> <p>エ 上記までの内容を踏まえ、実現に向けた最適なアプローチ手法や事業全体スケジュールを記載すること（仕様書 15 業務内容 (4) ウの想定スケジュールに限らない）。</p> <p>(7) 連携方針</p> <p>ア A4判片面・2枚以内・任意様式 (A3判の場合は片面1枚)</p> <p>イ 上位・関連計画に位置づけられた周辺エリアとの連携方針や将来像、実現に向けた考え方を記載すること。</p> <p>(8) 運営支援</p> <p>ア A4判片面・2枚以内・任意様式 (A3判の場合は片面1枚)</p> <p>イ 今後、市民等や庁内における検討に向け、上記(5)・(6)を踏まえた将来像の共有に最適な資料を記載すること。 (成果として作成・提供が可能であること。)</p> <p>ウ 各種会議の運営手法について記載すること。</p>	
3	配置技術者調書	<p>様式8を使用すること。</p> <p>また、必要に応じて、適宜、「行」の追加又は「別表」を作成すること。</p> <p>(1) 配置技術者が、企画提案書(1)業務実績イのいずれかの業務に携わり完了した実績を記載すること。(各最大5件)</p> <p>また、業務実績を証する書類を提出すること。</p>	12※ ¹
4	工程表	A4判片面・2枚以内・任意様式(A3判の場合は片面1枚)	12※ ¹
5	業務見積書	<p>(1) 業務内容ごとに見積金額を記載すること。(任意様式)</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載すること。</p>	12※ ¹

※1：1部のみ事業者名を記入すること。

13 プレゼンテーションの参加

(1) 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 本要領に定める手続き以外の手法により、関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 企画提案の内容又はその意思について、他の提案者と相談を行った場合
- ウ 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- エ 審査終了後、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
- オ 評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- カ その他審査委員会が不適格と認めた場合

(2) 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書等を提出することは認めない。

(3) 提出書類の変更の禁止

企画提案書等の提出期限後、提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

(4) その他

参加表明書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

14 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和6年7月16日（火）

(2) 実施時間及び場所

企画提案書等の提出後、電子メールにより、令和6年7月11日（木）までに通知する。

(3) 実施順及び提案者

ア 順番は、原則、企画提案書等の受付順とし、提案出席者は3人以内とする。

イ 提案発表者は、本事業を受注した場合の主な担当者とする。

(4) 実施機器

ア パソコン等の機器を使用する場合は、企画提案書等の提案者が用意する端末及び回線において行うこと。

イ 準備に要する時間は、開始前の5分以内に行うこと。

ウ スクリーン及びプロジェクター（HDMI端子、VGA端子（ミニD-Sub15pin）は、発注者にて用意するが、持ち込みも可能とする。

(5) その他

ア プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開とする。

イ 審査の経緯及び内容等に関する問合せは、一切、回答しないものとする。

15 優先交渉権者の選定

受注者の選定は、本市職員で組織する審査委員会において、企画提案書や配置技術者調書等の内容を評価し、本事業を最も的確に遂行できると判断される事業者を最優秀提案者（優先交渉権者）とする。

(1) 評価については、審査委員会が、下記(4) 評価基準及び配点により採点し、各委員の評価点合計が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。

(2) 評価点合計満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない提案は、優先交渉権者の選定対象から除外する。

(3) 提案者が1者の場合、その評価が最低基準点以上である時は、最優秀提案者（優先交渉権者）として選定する。

(4) 評価基準及び配点

審査項目	内容、評価の視点	配点
① 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月1日から本公告日までの間に、国又は地方公共団体において、元請として受注し完了した次のいずれかの業務実績（各最大5件） ① 漁港や港湾における地域活性化の検討調査・計画策定に関する業務 ② 漁港や港湾における公共空間の利活用可能性調査・計画策定に関する業務 ③ 民間事業者へのヒアリング調査を実施し、民間事業として事業実現に至った 又は 繋がっている事例 	15
② 配置技術者の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・配置技術者が、次のいずれかの業務に携わり完了した実績（各最大5件） ① 漁港や港湾における地域活性化の検討調査・計画策定に関する業務 ② 漁港や港湾における公共空間の利活用可能性調査・計画策定に関する業務 ③ 民間事業者へのヒアリング調査を実施し、民間事業として事業実現に至った 又は 繋がっている事例 	20
③ 業務見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容から見た見積額は妥当か 	15
④ 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的を理解し、地域の実情を把握した方針が示されているか ・本業務の理解度が高く、目的や内容を具現化するための創意工夫のある考え方が示されているか 	15
⑤ 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の円滑な遂行に必要な知識・経験等を有する配置体制となっているか ・本市の要望等に迅速・柔軟に対応できる妥当な体制となっているか 	10

⑥ 現状把握・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・検討区域における現状や課題等が示されているか ・検討区域における開発・活性化の可能性に対する提案が示されているか 	15
⑦ 市場調査	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等の意向を把握し、本業務の目的等を具現化するため、ヒアリング調査の手法・内容やヒアリング先の業種・業者数が示されているか ・民間事業者等による事業提案の可能性を高めるため、独自の方策やアイデアが示されているか 	40
⑧ 利活用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等の意見を反映させるため、ワークショップの対象者や内容等が示されているか ・検討及び周辺区域に求められる都市機能や施設規模、動線計画等について、想定される方策や利活用方針、将来像が示されているか ・上記までの内容を踏まえ、実現に向けた最適なアプローチ手法や事業全体スケジュールが示されているか(仕様書 15 業務内容 (4) ウの想定スケジュールに限らない) 	50
⑨ 連携方針	<ul style="list-style-type: none"> ・上位・関連計画に位置づけられた周辺エリアとの連携方針や将来像、実現に向けた考え方が示されているか 	10
⑩ 運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の検討に向け、将来像の共有に最適な資料が示されているか(成果として作成・提供が可能か) ・各種会議の運営手法が示されているか 	20
⑪ 業務工程	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の円滑な遂行に向け、妥当性が高く、実現可能な工程となっているとともに、具体的な進め方が示されているか(効率的な業務遂行のための工程上のポイントや留意点が示されているか) 	10
合計		220

(5) 選定結果の通知

ア 全ての提案者に対し、令和6年7月18日(木)に文書にて発送するとともに、最優秀提案者(優先交渉権者)を、本市ホームページにて公表する。

イ 選定に関する問合せ及び意義には、一切、応じないものとする。

16 契約

- (1) 優先交渉権者と契約交渉を行った上、合意が得られた時点で契約を締結する。
- (2) 契約締結日までの間において、焼津市競争入札参加資格停止措置要綱(平成24年2月7日告示第30号)第2条第1項の規定に基づく指名停止を受けた場合は、優先交渉権を喪失するものとする。
- (3) 優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、評価により順位付けられた上位の者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

17 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募及びプレゼンテーションの参加等、本プロポーザルに係る一切の費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 提出された書類の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 市は、提出された書類を審査に必要な範囲において、無償で複製することができることとする。
 - イ 提出された書類は、返却しない。
 - ウ 公平性、透明性及び客観性を期するため、提出された書類を公表することがある。
- (3) 提出された書類において、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。
- (4) 企画提案書等に記載された配置技術者は、原則、変更できないものとする。

ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、本市の承認を得た上で、同等以上の者に変更するものとする。